

～ 善通寺市から転出される方へ～

転入先での手続きは、転出予定日から14日以内（※1）に次のものを持参して、市区町村役場に転入届をしてください。転入届を怠ると、過料に処せられることがあります。

1. 転出証明書（お持ちの方のみ）
2. マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
3. 本人確認書類
4. 印鑑

（※1）マイナンバーカードを利用して転出届をした場合、転出予定日から30日以内かつ新しい住所に住み始めた日から14日以内

◆そのほか、住所異動届以外に必要な手続きもありますので、以下を参考にしてください。

手 続 き	善通寺市での手続き	新住所での手続き	善通寺市での担当課	
国民健康保険		国民健康保険の申出をして手続きをしてください。	市民課	63-6306
印鑑登録証	印鑑登録は抹消になります。カードを返却してください。	必要に応じて印鑑登録の手続きをしてください。		
マイナンバーカード	電子証明書が失効します。 ※マイナンバーカードを申請中の場合、申請が取り消されます。	転入手続きに必要です。（数字4桁と英数字6～16桁の暗証番号が必要になります） ※個人番号カードを申請中の場合は、申請継続の手続きをしてください。		
所得課税証明書	1月1日の住所地の役場でその年度の証明書が発行されます。手続きによっては新住所で必要な場合があります。		税務課	63-6305
バイク（125cc以下）の登録・抹消	登録抹消手続きをしてください。（新住所地役場でも可能ですが、詳しくは担当までお問い合わせください）	登録手続きをしてください。		
その他のバイク・軽自動車の抹消	運輸支局・軽自動車検査協会にお問い合わせください。		軽自動車検査協会	050-3816-3122
国民健康保険高齢受給者	資格確認書等を保健課へご持参ください。	担当課で手続きをご確認ください。	保健課	63-6308
後期高齢者医療	資格確認書等を保健課へご持参ください。	担当課で手続きをご確認ください。		
予防接種		母子健康手帳を持参して担当課で手続きをご確認ください。		
児童手当	子ども課で手続きを行ってください。	担当課で手続きをご確認ください。所得課税証明書が必要な場合があります。	子ども課	63-6365
児童扶養手当	証書を子ども課へご持参ください。			
子育て支援医療	受給資格者証を子ども課へご持参ください。			
ひとり親家庭等医療	受給資格者証を子ども課へご持参ください。			
妊婦・産婦・乳児等健診		母子保健ガイドブック（健診受診票）を持参して担当課で手続きをご確認ください。		
保育所、認定こども園等	認定証を子ども課へご持参ください。			
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	子ども課で手続きを行ってください。			

裏面もありますのでご確認ください。

手続	善通寺市での手続	新住所での手続	善通寺市での担当課	
飼い犬の住所変更		善通寺市の鑑札を持参し、担当課で住所変更してください。	環境課	63-6307
介護保険	市民課で住所変更手続きをしてください。認定等については高齢者課にてご確認ください。	担当課で手続きをご確認ください。	高齢者課	63-6331
特別児童扶養手当	県外への転出の際は、マイナンバーを社会福祉課へご持参ください。	担当課で手続きをご確認ください。	社会福祉課	63-6339
障害者手帳・医療・手当	手帳・受給者証・保険証を社会福祉課へご持参ください。			
生活保護	社会福祉課で手続きをご確認ください。			
転校手続き	市民課で転入学通知書を受け取って各学校で手続きを行ってください。	転入学の手続きを行ってください。	各学校	63-6327
区域外就学申請	引き続き、善通寺の学校へ通う場合は教育総務課へお問い合わせください。		【3階】 教育総務課	
家庭ごみの処分	未来クルパーク21（原田町43）へお問い合わせください。 ※粗大ごみの処分は予約が必要です。	担当課で手続きをご確認ください。	未来クルパーク21	63-2808
し尿くみとり	未来クルパーク21（原田町43）へお問い合わせください。			63-2809
水道の開栓・閉栓	中讃ブロック統括センターへお問い合わせください。	担当課で手続きをご確認ください。	中讃ブロック統括センター	98-1107

※ 本人確認書類とは、公的機関が発行した顔写真付きの証明書です。

例えば、マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなどがあります。お持ちでない場合は、健康保険の資格確認書・年金手帳・診察券などの中から2点お持ちください。

※ 転出証明書に記載の新住所と異なったところに転出する場合は、転出証明書をそのまま新住所地の市区町村役場にお持ちのうえ、転入届をしてください。

※ 転入手続きには時間がかかる場合があります。転入先市区町村の受付時間をご確認ください。また、代理人が転入手続きをされる場合には、委任状が必要な場合があります。転入先市区町村へお問い合わせください。

善通寺市役所 市民課

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

電話番号 (0877)63-6306 (市民課直通)

代表番号 (0877)62-2121

ホームページ <http://www.city.zentsuji.kagawa.jp/>